

甲府市農業委員会5月定例総会議事録

1. 日 時 平成30年5月29日（水曜日）午後2時00分から3時01分

2. 会 場 甲府市中道公民館

3. 出席委員（16名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦

【農業委員】

1番 保坂 敬夫 2番 福島 昌之 3番 矢崎 正勝 4番 米山 夫佐子
5番 落合 洋子 6番 田中 由美 7番 土屋 三千雄 8番 長田 孝夫
9番 菊島 建 10番 關野 登 11番 森 信二 14番 土屋 正人
16番 小林 雅宗 17番 山本 一

4. 欠席委員（3名）

12番 花形 満寛 13番 末木 瑞夫 15番 萩原 爲仁

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長 青木 進
農地係 係 長 斉藤 欣也
係 長 佐野 慶一
主 事 一ノ瀬 匠
振興係 係 長 岡 正己
技 師 吉澤 雅貴

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 平成30年6月告示分農用地利用集積計画について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

つぎに、地元委員からの補足説明をお願いします。1番の案件は山城地区ですので關野委員よりお願いします。

○山城地区委員（關野委員）

上今井町の件ですが、事務局の説明のとおりです。申請地については、〇〇〇ですが耕作する人がいないということです。以上でございます。

○議長（西名会長）

ありがとうございます。地元の關野委員より説明をいただきました。

これより、質疑に入ります。皆様から、質問や意見がありましたらお願いします。

いかがでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

皆様からご意見など無いようですので、採決をしてよろしいでしょうか。

それでは賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。

全員の方の賛成をいただきましたので第1号議案については、許可書の交付をして参ります。

つづきまして、第2号議案は農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

今月の4条許可申請は3件になります。

議案書2ページの1番、地図は1、2ページの4条No.1-(1)(2)をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。農地区分は、第2種農地と判断しました。甲府市上積翠寺町公会堂から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は道路、南面は農地、西面・北面は山林となっております。もうひとつは、日吉神社から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・南面・西面・北面は山林となっております。申請地は傾斜面で山林に囲まれ、平成〇年頃から許可を受けずに〇〇として転用しており、〇〇〇〇〇〇は難しく〇〇に転用したいとのことから、今回始末書添付による申請となります。

続きまして議案書の2番、地図は3ページの4条No.2をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。国玉町交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・南面・北面は宅地、西面は道路となっております。農地区分は、第2種農地と判断しました。申請人は、平成〇年3月頃より、〇〇〇とし

は農地となっています。農地区分は、第1種農地ですが不許可の例外で、申請地周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと判断しました。譲受人は、現在の〇〇が手狭となったため、申請地を取得し、〇〇〇〇〇〇〇〇したいとのことです。転用後は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇する予定です。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。つぎに、地元委員からの補足説明をお願いします。

1番の案件は相川地区ですので保坂委員よりお願いします。

○相川地区委員（保坂委員）

1番の案件は、バス停神宮寺から約〇〇m積翠寺方面に行った土地です。譲渡人と譲受人の関係は〇〇ということです。〇〇については〇〇〇〇〇〇に将来は接続できることになっています。よろしくご審議のほど、お願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

2番の案件は玉諸地区ですので落合委員よりお願いします。

○玉諸地区委員（落合委員）

玉諸地区の落合です。よろしくお願いします。この案件について書類が整っており特段の問題もないと思います。雨水排水についても問題ないと判断しました。

よろしくご審議の程、お願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

3番の案件は山城地区ですので關野委員よりお願いします。

○山城地区委員（關野委員）

3番の案件については、事務局説明のとおりです。よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

4番の案件は大里地区ですので菊島委員よりお願いします。

○大里地区委員（菊島委員担当案件）

4番の案件は、〇〇で受け継いだことになり、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

5番の案件は中道地区ですので柿嶋職務代理よりお願いします。

○中道地区委員（柿嶋職務代理）

事務局の説明のとおりです。譲受人と譲渡人は〇〇〇〇です。県外からこちらへ戻ってくるということで候補地を用意しました。〇〇〇〇〇〇は測量士とも話した中でしつかりするという事です。特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

1 番から 5 番の案件について地元委員から、補足説明が終わりました。これより、質疑に入ります。皆様から、ご質問等ある方はお願いします。

《 質問・意見無し 》

○議長（西名会長）

ご意見が無いようですので、それでは、採決に入っていきます。賛成をいただける方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。全員の方の賛成をいただきましたので、議案第 3 号の内の 2 番の案件については 1,000 ㎡以上の案件になりますので、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件については 1,000 ㎡未満の案件でありますので、許可書の交付をして参ります。ありがとうございました。

つぎに、関連がありますので、報告第 1 号から第 7 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（一ノ瀬主事）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 5 ページからご覧ください。先月の総会案件のうち、5 条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いずれの案件も許可相当との答申を受けました。

次のページからは平成 30 年 4 月 20 日から 5 月 18 日までに受理しました各種の届出を掲載しております。それぞれの転用目的や農地の所在・届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。

○議長（西名会長）

ただ今事務局から報告事項がありましたが、皆様の方からわからない点、質問等など何かありましたらご発言をお願いします。

《 質問・意見無し 》

○議長（西名会長）

無いようでございますので、報告については報告事項でありますので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第 4 号平成 30 年 6 月告示分農用地利用集積計画についてです。なお審議に先だち、利用権設定の 9 番の案件については、關野委員が関係する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折りには、ご退席をお願いします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いします。

それでは、議案第 4 号の内、利用権設定の 9 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

畑を借りてあげたり、知り合いの農業委員さんに頼んだりして、現在1町歩くらい借りています。〇〇から来ているのですが、一生懸命本人はやっているつもりなのですが、周りから見ると、もう少し草を刈ったりして貰いたいと思っており、周りからもたびたび話をいただくので、本人に注意しています。今後も周りにも迷惑かけないように注意をしていこうと思っています。

○議長（西名会長）

はい。そんなかたちで、小林委員よろしいでしょうか。

○中道地区委員（小林委員）

はい。分かりました。

○議長（西名会長）

給付金をもらう、いわゆる5年を目安として新規就農者としての扱いをしているということです。実際には1年目だけが新規就農者としての扱いとなってくるのかな。

○事務局（吉澤技師）

議案上は。

○議長（西名会長）

議案上はね。いろんな捉え方があり、定義については法律上明確には示されてはいませんが、当農業委員会では事務局から説明のあったひとつの考え方ということでご理解いただきたいと思います。それより周りに迷惑をかける就農者では困るということの方が問題が大きいと思いますので、長田委員も小林委員も、そばで優しく、厳しく指導をお願いしたいと思います。

○事務局長（青木課長）

ちなみに農業センターで、機械の無料貸し出しを新規就農者にやっているんですが、これは確か農業委員会の農地台帳に搭載をされてから3年間を新規就農者という扱いにしています。

○中道地区委員（小林委員）

じゃあこっちの方でも、3年間を新規就農者という扱いにして、ちゃんと確認をしていかないと、どうなのかなと思います。例えばそのまま放置してしまうと再生できなくなる場合もあるかと思えます。私の隣の畑は草を刈ってないし、いろんなものが野積みにされています。そういうものをちゃんと確認していかないと、新規の人なんかは危ないのかなと思います。

○事務局長（青木課長）

分かりました。

○議長（西名会長）

はい。わかりました。ありがとうございました。他にないでしょうか。

はいどうぞ。

○大里地区委員（菊島委員）

ちょっと教えてください。新規就農者の方々が、5年間補助金を借りられるんですか。1回申し込むと5年間もらえるんですか。いろんな方法があつて5年間。

○事務局長（青木課長）

青年就農給付金のことでしょうか。

○議長（西名会長）

その辺について事務局から説明をお願いします。

○事務局（吉澤技師）

1回申し込みをしていただければ、経営開始から5年間。経営開始前する前に準備型が2年間。最大で7年間もらえることになります。要件がいろいろありますが。

○事務局長（青木課長）

一番大きいのは年齢要件です。

○事務局（吉澤技師）

45歳未満ということになります。

○大里地区委員（菊島委員）

実はうちでも研修生が入っていて43歳になります。45歳まであと2年くらいしかなく、私の地域に畑を8反くらい確保して、そこでも出来るようにはしています。山城の方でも苺をやりたくて、それで資金的にも回るかなと思って。

○事務局長（青木課長）

ぜひ一度本人に相談に来ていただけるように。有利な支援が受けられるアドバイスは出来ます。

○大里地区委員（菊島委員）

はい。そのように伝えます。

○議長（西名会長）

特に今度農業センターに就農支援課を立ち上げました。菊島委員の話だと43歳というところ早くやらなければ、開始を45歳前にやれば7年もらえるわけですから。ぎりぎりのタイミングですから早急に案内をしてあげてください。

それからこれは、この制度で給付金をもらうことが出来るのですが、途中で挫折した場合は返さなければならぬ。このことは事務局で説明してあげてください。もらって途中でやめてもらえばなしという訳にはいかないということを補足してください。

○事務局（吉澤技師）

昨年、要綱改正が行われ連帯保証人を付ける事になって、途中で挫折した場合、返還の話をして本人が返還できない場合連帯保証人が返すことになります。甲府市では連帯保証人を付ける事になっていますので、気を付けてください。

○議長（西名会長）

そこを承知しながら、皆さんにお話いただければありがたいです。

○大里地区委員（菊島委員）

あのもうひとつ。農地銀行を結ぶには、研修中では出来ないんですよ。

○事務局（吉澤技師）

そうですね。給付金を受ける場合のことですか。

○大里地区委員（菊島委員）

そうですね。

○事務局（吉澤技師）

受けるにあたっては受給する人が、農地と機械の確保をしてはいけないので、受給認定が解けてから、農地を借りて機械を買うなり借りるなりすることになります。

○事務局長（青木課長）

その辺を含めて細かく指導をしていきます。

○議長（西名会長）

いかがでしょうか。他にご質問等ある方は、ご発言をお願いしたいと思います。

《 その他意見無し 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をしてよろしいですか。

議案第4号の内、利用権設定の9番を除いた案件に賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。全員の方の賛成をいただきましたので、決定して参ります。また、報告第8号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

【 關野委員 退席 】

○議長（西名会長）

すでに、關野委員にはご退席をいただきましたので、議案第4号の内、利用権設定の9番の案件について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（吉澤技師）

23 ページ9番、借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

○議長（西名会長）

事務局より説明が終わりました。これより、質疑に入ります。ご質問がある方はお願いします。

《 質問・意見無し 》

○議長（西名会長）

それでは、採決いたします。ご賛成いただける方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。

全員の方の賛成をいただきました。利用権設定の9番の案件については、決定して参ります。關野委員については、ご着席をお願いします。

【 關野委員 着席 】

○議長（西名会長）

それでは、皆様のご協力により予定している案件は、全て終了いたしました。
何か他に関連等、皆さんからありましたらお願いします。

《 その他意見等無し 》

特別無いようですので、以上をもちまして、5月定例総会を終了いたします。
お疲れ様でした。

午後3時01分 閉会

会 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印